

## 佐賀県農業担い手Sプラス推進事業費補助金 Q & A

令和7年5月23日時点

No.	質問	回答
1	支払方法に制限はありますか。	原則、現金払い、金融機関払いとします。 クレジットカード払いや電子決済は、利用しないでください。
2	経費の一部や全てをポイントやクーポンで支払ってもよいですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は、対象外経費です。 なお、支払いに伴い付与されたポイントの金額換算分についても対象経費から除外します。
3	支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか。	対象経費に該当していても、領収証等支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象と認められません。再発行等に対応していただくようお願いいたします。
4	交付要綱別表区分2で同日に同場所へ複数人で行く場合、上限人数がありますか。	同日に同場所へ視察する際の上限人数は、5人とします。 (予算に限りがあり、先着順での受付としているため。)
5	交付要綱別表区分3について、組織構成員に係る宿泊費及び一般公共交通機関の旅費は、対象経費ですか。	組織構成員に係る宿泊費及び一般公共交通機関の旅費は、対象外経費です。
6	ガソリン代は、対象経費ですか。	ガソリン代は、対象外経費です。 なお、レンタカーのレンタル料金(オプションは含まない。)、高速道路及び有料道路の料金(現金払いのみ)は、使用料に含まれます。
7	講師等へのお礼として、菓子折り等を渡すのは対象経費ですか。	食糧費とみなし対象外経費です。
8	研修会の開催におけるお茶代やお弁当代、懇親会費等は、対象経費ですか。	食糧費とみなし対象外経費です。

## 佐賀県農業担い手Sプラス推進事業費補助金 Q & A

No.	質問	回答
9	振込手数料や支払手数料は、対象経費ですか。	振込手数料や支払手数料は、対象外経費です。
10	支出金額の大きいもの（10万円を超えるもの）については、見積合わせが必要ですか。	原則、2者以上の見積合わせを行い、経費節減に努めてください。